特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構 職員給与規程

平成２９年１月６日

（目的）

第１条 この規程は、特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構（以下「機構」とい

う）就業規則第１条に基づき、職員の給与等に関する事項について定めたものである。

（適用範囲）

第２条 この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

（給与等の定義）

第３条 .給与は、職員の職務の質ならびに職員の勤務成績および勤務態度、勤務条件に

より決定する。

２ この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

（均等待遇）

第４条 同一賃金同一労働を原則とし、職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由とし

て、給与において差別的取扱いをすることはない。

（給与の決定）

第５条 給与は別表に基づき、理事会がこれを定めるものとする。

（給与の種類）

第６条 職員の給与の種類は、次に揚げるものとする。

 （１）基本給

 （２）時間外勤務手当

 （３）休日勤務手当

 （４）通勤手当

 （５）勤勉手当

（給与の計算期間及び締切日）

第７条 給与計算期間は、毎月１日から末日までとする。

（給与の支払日）

第８条 給与は毎月１０日に支払う。但し、支払日が日曜日のときはその翌日、土曜日・

祝日など銀行が休日のときはその翌日に支払う。

２ 計算期間の途中で採用され、または退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働

日数を基準に日割り計算して支払う。

３ 第２項の規定にかかわらず、退職による場合、出産、疾病、災害等により費用を必要

とする場合は、すでに労働した時間に相当する賃金を支払日前に支給することがある。

（給与の支払方法）

第９条 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。

但し、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払うことも出来る。

２ 口座振り込みを希望する職員は、給与の振り込みを受ける預貯金の口座を機構に届け

出なければならない。

（給与からの控除）

第１０条 給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。但し、パート

タイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。

（１） 給与所得税及び住民税

（２） 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

（賃金の改定）

第１１条 賃金の改定（昇給または降給）は、会社の業績および従業員の勤務成績を考

慮して決定する。

（時間外・休日勤務手当て）

第１２条 就業規則第２７条の時間外・休日勤務を命じた職員には、理事会で定めた手

当を支給しなければならない。

２ 割増賃金は、別表の算式により計算して支給する。各式における基準内賃金は労働基

準法に定めるところによる。ただし労働基準法第４１条に定める管理監督者については第

１号及び第２号の割増賃金は支給しない。

附 則 １ この規程は、平成２８年１月６日から施行する。

別表

（基本給）

|  |
| --- |
| 【同一賃金同一労働】月給 １２８０００〜２６４０００円時給 ８００円〜１６００円 |

（時間外・休日勤務手当て）

|  |
| --- |
| 一 時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）基準内賃金───────────── ×１.２５×時間外労働時間数１か月平均所定労働時間二 休日労働割増賃金（法定休日に労働させた場合）基準内賃金───────────── ×１.３５×休日労働時間数１か月平均所定労働時間 |